

令和 7 年 4 月 28 日

## メイプルセンターが設置する防犯カメラの運用に関する要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、メイプルセンターが管理する施設に設置した防犯カメラについて、その撮影又は記録した映像データの管理に関する基本的事項を定めることにより、適正な運用を図ることを目的とする。

### (防犯カメラの定義)

第 2 条 防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として不特定の者が出入りする場所を撮影するため固定して設置された映像撮影装置で、映像表示又は映像および音声記録の機能を有するものをいう。

### (職員の責務)

第 3 条 職務上、防犯カメラにより情報を知り得た職員（窓口等業務委託の職員を含む。以下「職員」という。）は、この要綱に基づき防犯カメラの適正な運用に努めなければならない。

2 職員は、防犯カメラにより知り得た情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (管理責任者の設置)

第 4 条 防犯カメラの管理責任者（以下「管理責任者」という。）はメイプルセンター館長とする。

### (管理責任者等の責務)

第 5 条 管理責任者は、この要綱に基づき防犯カメラの適正な運用を図らなければならない。

2 管理責任者は、防犯カメラの運用に関する業務を委託する場合、この要綱に基づく責務を当該受託者に遵守させなければならない。

### (防犯カメラの設置に関する表示)

第 6 条 管理責任者は、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示するものとする。

### (保管方法等)

第 7 条 管理責任者は、記録媒体に記録した映像および音声データの、盗難及び散逸の防止を図らなければならない。

2 管理責任者は、次条に定める記録したデータの保管期間が経過した後は、速やかに当該データを消去するものとする。

### (保管期間)

第8条 記録した映像データの保管期間は、次に掲げる場合を除き、一週間程度までとする。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合  
(映像データ及び情報提供の制限)

第9条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、記録した映像および音声データに係るこれらの情報を他に提供してはならない。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合

附 則 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。